

香川県定期旅客船事業者支援金 (令和8年6月補正事業)について

燃料油価格の著しい高騰により経営環境が悪化する中においても、離島航路の維持・確保が図られるよう、国の重点支援地方交付金を活用し、定期旅客船事業者に対し支援を行います。

支給対象(①②③すべてを満たす必要があります)

- ① 令和8年7月1日から令和8年9月30日の間に一般旅客定期航路事業に供するため、県の港湾施設を利用し、その係船料を支払っていること
- ② 支援の対象となる航路ごとの令和8年4月から令和8年6月までの営業損益の額が、前年同期の営業損益の額に比べて減少していること
- ③ 交付申請書の提出時において、それ以後も申請に係る一般旅客定期航路事業の航路が維持・確保される計画があること

支援額

令和8年7月分～令和8年9月分として支払った一般旅客定期航路事業の用に供した船舶に係る係船料の金額 (県の港湾施設の係船料に限ります。)

ただし、次の係船料を除きます。

- ・ 国や地方公共団体が運航する航路に用いる船舶に係る係船料
- ・ 県や市町の運営費等補助金の交付対象になっている航路の係船料
- ・ 期間を限定して運航する航路の係船料
- ・ 離島を経由せずに本州と四国の間を直行する航路に用いる船舶に係る係船料
- ・ 予備船や減便に伴い稼働していない船など、通常の運航の用に供していない船舶に係る係船料

受付期間(支払った係船料の対象月ごとに申請していただきます)

- ① 令和8年7月分の係船料⇒**令和8年 9月15日(火)(消印有効)**
- ② 令和8年8月分の係船料⇒**令和8年10月15日(木)(消印有効)**
- ③ 令和8年9月分の係船料⇒**令和8年11月16日(月)(消印有効)**

申請方法

受付期間の①、②、③ごとに、交付申請書(第1号様式)に添付書類を添えて、郵送、電子メール又は香川県電子申請・届出システムにより、下記の問合せ先まで提出してください。

※様式は、次の URL からダウンロードできます。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kotsu/kotsu/topics/ritoukouro.html>

※香川県電子申請・届出システムの申請用 URL は、次のとおりです。

- ① 令和8年7月分の係船料⇒https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14279
- ② 令和8年8月分の係船料⇒https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14280
- ③ 令和8年9月分の係船料⇒https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14281

問合せ先

香川県交流推進部交通政策課(担当:原)

住 所:〒760-8570 高松市番町四丁目一番10号(香川県庁東館5階)

電 話:087-832-3135(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

FAX:087-831-9606

e-mail:kotsu@pref.kagawa.lg.jp